

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆訓令 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令
- ◆告示 国民健康保険法第三十七条第一項の規定により申出の受理があつたものとみなされる療養取扱機関
木材業者及び製材業者の登録
気腫疽予防注射の実施
肥料の登録証の書替交付
- ◆公告 高圧ガス販売主任者免状に係る第一種販売主任者試験及び第二種販売主任者試験の実施
- ◆雑報 鳥取食糧事務所日野支所生山出張所の庁舎の移転

訓令

鳥取県訓令第二号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のとおり定

める。

昭和三十九年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

第四条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、知事から委任を受けた事務に係る達及び指令は、受任者名を用いること。

別表の第八及び第九の項中
「鳥取県知事 氏 名」を「職 氏 名」に改める。

別表の第十一の項中「○受賞者及び発信者の配字は、

達の例による。」を削る。

附則

この訓令は、昭和三十九年三月二十五日から施行する。

告示

鳥取県告示第百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同

療養取扱機関名	所在地	同上受理年月日
鳥取紡績株式会社診療所	鳥取市立川町五丁目二〇番地	昭和三十九年二月五日
竹田内科医院	東町二丁目	一日

鳥取県告示第百二十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
八木第一二九号	昭三九、一、二一	八頭郡若桜町若桜	山根 太郎
第一三〇号	二五	河原町河原五二の四	田淵時太郎
第一三一号	二八	若桜町若桜町若桜一三五の七	中尾 哲司
第一三二号	〃	八東町北山	竹本 憲治
第一三三号	〃	智頭町野原二一	檀原 元次
第一三四号	〃	八東町岩淵	坂尾 正己
第一三五号	二、六	智頭町八河谷	白岩 重雄
第一三六号	〃	大内	前橋 文蔵
第一三七号	〃	大内	小宮山貞美
第一三八号	〃	篠坂	川本 繁治
第一三九号	〃	郷原一七三	寺谷三樹雄
第一四〇号	〃	大内	中野 芳一
第一四一号	〃	西野	坂本 博
第一四二号	二〇	土師駅前	南因木材(株) 取締役社長
第一四三号	二七	慶所	谷口木材(株) 取締役社長
第一四四号	〃	野原	古谷 滝男
			三光林産企業組合理事長
			若桜林産協同組合理事長
			河原町森林組合組合長理事
			八桜和林産(株)
			八東林業(資)

第一四五号	奥本	小椋 幸一
第一四六号	福原	藤原 信房
倉木第九二号	倉吉市上古川三〇一	菅原木材 菅原佐津美
第九三号	西倉吉町四二	協和木工(株) 代表取締役 安達 勝博
第九四号	一三の八	日本苗粋(株) 取締役社長 福井 寛治
第九五号	巖城四六七の一	鳥取県大和木材協同組合理事長 竹内 幸一
第九六号	河原町三、〇一〇	丸十製箸(有) 専務取締役 岡野 初市
第九七号	山根五四五	十合林業協同組合理事長 桑野喜八朗
第九八号	東伯郡北条町弓原一一二	(有) 丸二製箸工場代表取締役 村尾 満
米木第七六号	境港市朝日町五九	大山産業(株) 取締役社長 松本 豊
第七七号	二四 米子市錦町三丁目四九	米子中央木材(有) 代表社員 浦川仙太郎
第七八号	中町一〇二	飛田材木店 飛田要三郎
第七九号	立町一丁目八一	(有) 大袋木毛工場 鷺見 光永
第八〇号	大袋二七二	松本産業(株) 代表取締役 松本 修司
第八一号	西伯郡中山町塩津	米子合板(株) 取締役社長 山本 莊一
第八二号	二、一三 境港市中野町六四五	(有) 塩谷ボードセンター代表取締役 塩谷 和彦
第八三号	米子市角盤町四丁目三〇	富益町一、一六六 門脇 勝
第八四号	灘町三丁目八〇	
第八五号	二〇	

日本第一五号	昭三九、一、二七	日野郡日南町宮内	多里二〇七の一	多里林産(株) 代表取締役 絹谷 正雄
第一六号	"	"	"	金谷 基
第一七号	"	江府町貝田	"	遠藤 鶴治
第一八号	"	江尾	"	神庭 武治
第一九号	"	日南町生山七三七	"	入江 仁
第二〇号	二、一七	福栄	"	長谷川武司
第二一号	"	多里	"	長谷川 繁
第二二号	"	湯河	"	倉間 克雄
八木第一四七号	昭三九、三、一二	八頭郡家町市場	"	井上 正男
第一四八号	"	智頭町西字塚四八五	"	長石金次郎
製材業者				
登録番号	登録年月日	住	所	氏名
八製第七一号	昭三九、一、二八	八頭郡若桜町若桜一三五の七		中尾 哲司
第七二号	"	八東町北山		竹本 憲治
第七三号	"	智頭町大背一二九の一		福安 智憲
第七四号	"	八東町岩淵三〇六		坂尾 正己
第七五号	二、六	智頭町大内		前橋 文蔵
第七六号	"	西野		坂本 博

第 七 七 号	一〇	土師駅前
第 七 八 号	二七	慶所二三四
第 七 九 号	二八	福原
倉製第 五七号	昭三九、一、二〇	倉吉市西倉吉町四二
米製第 六一号	昭三九、一、二四	西伯郡中山町塩津
第 六 二 号	二、一三	境港市中野町六四五
第 六 三 号	二〇	米子市灘町三丁目八〇
第 六 四 号	二〇	境港市佐妻神町八七三
第 六 五 号	米子市富益町一、一六六	
八製第 八〇号	昭三九、三、一二	八頭郡家町市場
第 八 一 号	〃	〃
第 八 二 号	〃	〃
第 八 三 号	〃	〃

南因木材(株)	取締役社長	田中 徳市
谷口木材(株)	取締役社長	谷口 光治
協和木工(株)	代表取締役	藤原 信房
安達 勝博		
福留 隆吉		
松本産業(株)	代表取締役	松本 修司
塩谷 和彦		
長谷川 薫		
門脇 勝		
河原 孝蔵		
井上 正男		
荻原 孝八		
山本 松男		

鳥取県告示第百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて気腫疽予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき牛

の所有者に対して注射を受けることを命ずる。
昭和三十九年三月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 実施の目的 気腫疽予防のため

二 実施の区域	別表のとおり	
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。	
四 実施の期日	別表のとおり	
五 注射の方法	気腫疽予防液皮下注射	
別表 気腫疽予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
四月 二日	日南町	原、市場、無坂、立岩 検診場
三日	〃	上石見、谷川、宗金、野田
四日	〃	洞、元庄屋、東ノ原、山根
六日	〃	上花口、下花口、大原
七日	〃	笠木、茶屋、小濁
八日	〃	熊谷、佐木谷、福万来
九日	〃	福塚、神戸、中野
十日	〃	上坂、豊栄、井原
十一日	〃	新山、新屋、萩原
十三日	〃	下萩、滑、多里

十四日	〃	河上、宮内、矢戸
十五日	〃	三栄、丸山、霞
十六日	〃	折渡、下栗谷、印賀、宝谷
十七日	〃	中津合、中原、本山
十八日	〃	上阿毘縁、大菅、戸波、下阿毘縁、大原

鳥取県告示第百二十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条の規定により次のとおり登録証の書替交付をしたので、同法第十六条第三項の規定により告示する。
昭和三十九年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00703

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)			生産業者の住所及び氏名	変更した事項
		窒素全量	りん酸全量	加里全量		
鳥取県第二六〇号	小嶋麦尿素複合肥料	九・五	一一・〇	一〇・五	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更
第二六六号	丸協桑複合肥料	八・二	七・三	三・〇	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正	肥料名称の変更
第二九七号	大栄水稻二号複合肥料	七・八	五・二	一一・〇	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更
第二九八号	上小嶋複合いね一号	七・六	八・八	九・〇	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂 住 正	肥料名称の変更
第二九九号	尿素複合上小嶋いね二号	七・〇	一一・七	七・五	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更
第三三六号	大栄苗代複合	七・七	七・三	一〇・四	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更
第三四三号	甘 藷 複 合	三・〇	一〇・三	一〇・一	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更
第三四四号	組合苗代複合	七・〇	八・〇	一〇・〇	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯 江 義 博	住所変更

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和39年度第1回高圧ガス販売主任者免状に係る第1種販売主任者試験及び第2

種販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和39年3月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類試験科目及び時間

00704

試験種類	試験科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締りに関する法令 高圧ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10.30~12.00 13.00~15.00
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締りに関する法令 高圧ガスの販売に必要な基礎的な保安管理の技術	10.30~12.00 13.00~15.00

2 試験期日及び場所

- (1) 期日 昭和39年4月26日(日曜日)
- (2) 場所 鳥取市、倉吉市、米子市
- 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1~220鳥取県商工労働新商工課に提出してください。

- (1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」といふ。)別表第19の2の様式によること。
- (2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。
- (3) 写真 手札判台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面

に、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

第1種販売主任者試験を受ける者にあつては700円、第2種販売主任者試験を受ける者にあつては500円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはりつけ、消印しないこと。

5 受験願書提出期間

昭和39年4月1日から4月10日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

雑 報

鳥取食糧事務所日野支所生山出張所の庁舎を次のとおり移転した。

昭和39年3月24日

鳥取食糧事務所長 前 田 賢 治

移転年月日 昭和39年3月1日

移転場所 鳥取県日野郡日南町生山497番地の2